

文教委員會議録第十三号

昭和三十三年三月二十八日(金曜日)
午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 山下 榮二君

理事 伊東 岩男君 理事 稻葉 修君

理事 高村 坂彦君 理事 坂田 道太君

理事 河野 正君 理事 佐藤 次郎君

杉浦 武雄君 渡海 元三郎君

藤尾 弘吉君 並木 芳雄君

野依 秀市君 濱野 清吾君

山口 好一君 櫻井 奎夫君

高津 正道君 戸叶 里子君

野原 覺君 小林 信一君

出席政府委員

文部大臣 松永 東君

出席政府委員

文部事務次官 臼井 莊一君

文部事務官(初等中等教育局長) 内藤 三郎君

文部事務官(管理局長) 小林 行雄君

委員外の出席者

議員 鈴木 義男君

専門員 石井 昂君

三月二十七日

委員井原岸高君辞任につき、その補

欠として馬場元治君が議長の名で

委員に選任された。

同日

委員馬場元治君辞任につき、その補

欠として井原岸高君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員平田ヒデ君辞任につき、その補

欠として戸叶里子君が議長の名で
委員に選任された。

三月二十七日

著作権法の一部を改正する法律案
(野本晶吉君外三名提出、参法第六
号(予))

の審査を本委員会に付託された。

本日国会に付した案件

参考人出席要求に関する件

義務教育費国庫負担法等の一部を改
正する法律案(内閣提出第六二二号)

義務教育諸学校施設費国庫負担法案
(内閣提出第一三八号)

学校教育に関する件

○山下委員長 これより会議を開きま

す。

義務教育費国庫負担法等の一部を改

正する法律案を議題といたしまして審

査を進めます。質疑の通告がございま

すからこれを許します。鈴木義男君。

○鈴木義男君 この義務教育費国庫負

担法は大体においてわれわれ賛成の法

案であり、もつとよい法案にしたいと

いう意向は持つておりますが、とに

かくそのうちで私の一番関心を持つて

おるのは図書館、ことに学校図書館の

設備をどうして充実していくかという

問題であります。この学校図書館に限

らず、私は一体図書館というものが

りっぱであれば、教育は半ば達し得る

と思つておるのであります、自分の

経験でも、私が中学時代に、図書館を

持つていた学校などはなかった。私ど

もの学校だけが持つていた。私はその

図書館に入り込んで、おもしろいよう

な本はぜひぶん読みたいと思いました。そ

れが非常にためになった。よく大学な

どに来て、この大学はどうも建物がよ

くないから、あまりいい大学でないな

んという学生がおりますが、私はそう

いう学生によく言うのであります。

今度文部省においても、できるだけ

あらゆる種類の教材を豊富にする、こ

ういうことをうたつておられます。最

初に、教材を充実させるために、今度

御提案になつておる義務教育費国庫負

担法並びにその予算の程度で事足れり

とお考えになつておるか、どうか、その

点をお伺いいたします。

○内閣政府委員 国庫負担金の中で、

教材費として組んでおりますものは十

五億でございます。従来は一部負担で

ございましたので、必ずしも市町村で

は同額をつぎ合つていただけなかつ

た、こういう弊害がございましたので、

このたびの法律改正では、給与費

と同様に二分の一を国の負担にして、

他の二分の一は地方財政交付金の方で

考慮することにしたのであります。

そこでこの十五億と合せて地方負

担分十五億、三十億で教材費が十分か

というお尋ねでございますが、これは

十分でございます。

○鈴木義男君 それじゃ一そう将来増

加するために努力を続けたいというお

考えである、こう承つてよろしゅう

ございますか。

○内閣政府委員 さようでございま

す。

○鈴木義男君 そこで学校図書館法の

負担金は独立の費目を持つておつたわ

けであります。教材費の中に繰り入

れたというのはどういふわけござい

ますか。

○内閣政府委員 これは御承知の通り

学校図書館法に基きまして、昭和二十

九年からすでに四カ年間国の補助を出

しておつたわけでございます。二十九

年に二億五千万円、昭和三十一年に一

億五千万円、この間学校図書館の充実

が非常にできまして、これは単に国庫

負担だけじゃございせんが、特にP

T A等の御協力によりまして相当な充

実を見まして、三十一年度現在では、

小学校で七九%、中学校では七四%ま

で基準に對して充足いたしました。昭

和三十一年度を加えますと八十%に

上つてゐる実情でございます。そこで

ほとんど近い将来一〇〇%の基準に到

達いたします。ところが図書館の経費は

一〇〇%に到達したらず終りになつ

てしまつては困るので、先ほどあなた

から御指摘のように、ずっと必要な経

費だと考えております。基準に達すれ

ばそれでよいという経費ではなくて、

どんどん補充しなければならぬ経費で

ございますので、むしろ教材費の中核

をなす経費であると考えますので、もう一年で五カ年計画が終わるときに、私どもは恒常的に教材費の負担に入れた方がより適切である、かように判断したわけでございます。

○鈴木義男君 わかりましたが、この予算には学校図書館に一億二千三百一十一万五千円が計上されておったのです。それから高等学校の分が一千九百、これはどういふふうにお使いになるわけですか。

○内閣府委員 義務教育の分が一億九百でございまして、この分を教材費の方に充てたわけでございます。それから残りの分が千二百万ほどございまして、これは高等学校の図書館の経費と、盲学校、ろう学校の高等部に対する経費の補助でございます。

○鈴木義男君 学校図書館の費用としては、高等学校の分を除いて事実上費目がなくなるわけでありまして、教材費に繰り入れることは一つの利益があるというところは、ただいまの御説明でわかったわけでありまして、しかし繰り入れることによって、学校図書館の設置なり充実なりについて努力をしておる教育委員会や、学校の現場にあって専心努力しておる校長とか、先生とかいうような人たちにしてみれば、学校図書館の金はもうなくなつたのであるから、これについては努力する必要はない、あるいは学校図書館法がPTAの負担軽減を目的として成立した意義を保持しておる。そういう点からかんがみて、負担金が教材費に吸収されることは再びPTAの負担の増大を来たすというふうな誤解をさせるおそれがないか、これについて当局の御意見を承りたい。

○内閣府委員 教材費を充実させましたのは、御指摘になりましたようにPTAの負担の軽減をはかりたい、こういう趣旨でございまして、前年十三億程度のものを十五億にいたしまして、さらに今申しましたように同額のものを地方負担に入れますので、それで三十億でございまして、そのほか理科の関係で約五億、これが地方負担分合せて十億、四十億関係が一応確保した分でございます。しかしながらこれでもなお十分でございます。さら

で、自治庁と協議いたしまして、さらに地方負担分として三十五億程度、本年度の教材費関係の地方負担分は約五十億増額しております。ですからこの点の趣旨を明らかにいたしまして、PTA負担の軽減に資するように、すでに地方には通達済みでございます。なお本件に關しましては、今後は学校図書館の経費は教材費の中に繰り入れたから、十分の中からも支出するようなことを通達しております。それからなお従来の教材費の中でも重要な経費として学校図書館の経費が支出されておつたのです。ですから今回の分と合せ、さらに一そう学校図書館の充実に資することと私どもは考えております。

○鈴木義男君 それではやや安心をいたしました。できるだけ一つそういう誤解の生じないように行政府指導を希望いたしておきます。通達をお出しになったというところでありますが、文部大臣が任命した学校図書館審議会が、大臣あてに答申した答申というのがあります。こういうものを実行させるようにするという御意思がないか、このことを確かめておきたい。

○内閣府委員 学校図書館審議会が答申されましたことは、十分尊重いたしまして実施する考えでございます。○鈴木義男君 今まで答申が三回なされております。何か答申がされればなしてあるというのを承わっておりまして、一つできるだけ実際に具体化するよう御努力をお願いしたいのであります。

それから学校図書館法の第二条と第四条においては、図書館の資料及び図書館の運営について、相当広範な学校図書館の望ましい姿とでも申し上げますが、そういうものを定めてある。しかし負担金になると、実際は予算がなくてやむを得ないことではあります。が、きわめて低い基準で、その基準に達するまでに必要な図書とかカード・ケースとか本だなとか、そういうものについてだけ今まで支出されてきておるわけでありまして、今度は教材費ということになりまして、もう少し大きく範囲が広がるわけでありまして、また学校図書館法の精神を生かして、またこの答申の趣旨を生かして、一つ何か書いたもの等によって指導をして、指導方針を生かす意味で、教材費というような学校図書館関係で購入できる品目を、ただいま申しした図書、カード・ケース、書架などというものをのしほらないで、いろいろな図書の修理費を

する用具であるとか、雑誌を並べたなどであるとか、そういうものを設備するようになさるというふうなお考えはないかどうか。

○内閣府委員 教材費は、直接教授に役立つ経費でございまして、今御指摘になったように周辺のものは困難かと思ひますが、こういうものは地方

財政の充実をはかりまして、それによつて支出するようになさることを考えております。

○鈴木義男君 この負担金の問題は、学校図書館法にとりましては重大な眼目だと思ふのであります。この学校図書館には特別の負担金がないことによつて、学校図書館の実体が失われるというふうなことはないであらうまいでしょうか。私はあとで図書教育職の問題に關したいと思ふので承わっておきたい。

○内閣府委員 学校図書館のことは、単に財政の補助だけではなくて、むしろ学校図書館の運営のあり方、そういう点に主眼が置かれると思ひます。今御指摘になりました司書教諭等の問題もあると思ひます。ですから全体的に学校図書館の運営に關する基本法が学校図書館でございまして、その財源を直接学校図書館の負担金で出すか、あるいは教材費という大きなワケの中で出すかという問題だと思ひます。むしろ私が先ほどお答え申し上げたように、図書館という経費は経費的に支出して、ある意味では消耗費でございまして、基準に達するだけでなくて、今後どんどん更新されるべき経費であると考えておりますから、むしろこの方が適切である、かように考えております。

○鈴木義男君 現在司書教諭の養成、補職、そういうことはどういふふうになつておりますか。

○内閣府委員 司書教諭につきましては、現在は大学に委嘱いたしました。大学の講座等で行なつておるわけでありまして、先般非常にたくさん司書教諭をいたしました。必要な養成は一応終りましたので、今後はただいま申しましたように、大学に委嘱して、大学の中でそういう司書教諭の免許状の取れるようにしていただくように配慮しております。

○鈴木義男君 私の調べたところによると、すでに約八千名の司書教諭が養成されておる、有資格者があつたというんだが、実際に補職されておるのは百名くらいのものであつた。聞いておる。どうも私立大学に委嘱しないために、養成はしても委嘱した国立大学を経由しないと、文部省は受け付けないというふうなことを聞いたのであるが、ほんとうであるかどうかを確かめたい。

それから補職の促進の手は多少打つたのでありまして、山口県教育委員会に、初等中等教育局長の名前で正式な補職促進の手を打つたというふうな聞いておりますけれども、そこる心もなないもののように聞いておる。従つて学校図書館法の第五条というものは死文同様になつておる。私もよく例に出すのでありますが、司書教諭は一般教諭の中から補職することができるのである、また補職してもよろしいので、一銭も経費はよけいに出ない。ぜひ愛知県などのやつておるように、学校の定員増をして、司書教諭を任命するといふようなことを、文政当局としては一つ御奨励になつて

かるべきではないかと思ふ。また中学校の生徒が減つたために、中学校教員がダブつて、小学校に回すとか、中にはやめさせるというふうなことがあつた。これならばそれこそ司書教諭というふうな仕事を生かして使つていただくべきではないかと考えておりますが、そういう

ましたので、今後はただいま申しましたように、大学に委嘱して、大学の中でそういう司書教諭の免許状の取れるようにしていただくように配慮しております。

点はいかがです。

○内閣府委員 司書教諭は原則として、教諭の中から補職する建前をとっており、司書教諭の方が司書教諭を兼ねておられる、こういうことが普通であります。ですから専任の司書教諭というものは、非常に少ないと思います。

もう一つは、国立学校と私立学校を区別するかどうかお尋ねでございますが、これは全然差別いたしておりません。

○鈴木義男君 私ども無理に専任の司書教諭を置くというのではないのでありますけれども、間もなくまたふえてきて、中学校の先生が足りなくなるというの、しいてやめさせるということとは好ましいことではありませんから、教諭としては補充的役割を努めつつ図書館のようなものをよく管理していく職員が、各学校に一人ずつあるというふうなことになる、この問題は相当うまく解決ができるのじゃないか、こんなふうにかえるので、その点を御注意申し上げておくわけであります。

それから義務教育学校分について負担金が教材費の中に繰り入れられることはわかりましたが、高等学校分のこととはどうなっておりますか。

○内閣府委員 これは予算で別個に負担しておりますので、高等学校と、先ほど申しました盲学校、ろう学校の高等部に関するものは千二百万円予算に計上されております。

○鈴木義男君 来年度以降においても新設の学校、それから基準に到達していない学校については、やはり図書館

法の十三条の規定によって従来通り負担を続けることになるのでございませうか。

○内閣府委員 さようでございませう。

○鈴木義男君 しかし高等学校の実情から見ると、非常に基準が低いために、ほとんどの学校が基準に到達していることにはなっております。従って負担金が少なくなっているものであり、実際上もならないような状態になっておる。これは全国高等学校長会議というもので決議をとり、お願いしておりますように、基準そのものを一つ上げて、低い基準が満たしたからそれでいいというのでは、ことに高等学校あたりから上級になるほど私は図書館の使命、価値というものを発揮することが大きいと思うのであります。その点についてもぜひ一つ文政当局が努力される御意思があるかどうかというのを承わっております。

○内閣府委員 基準の問題も一つの問題だと思えます。しかし基準を上げただけでこの問題が解決するかどうか、これも一つ疑問だと思えます。と申しますのは、日進月歩の今日、図書は、どんどん新しい知識がふえてきます。こういうものをどういうふうにして与えるか。私もむしろ図書館なんというものは経常的に見る方が必要ではなからうか。基準というものはある一定のところまでは必要であるけれども、その後基準を上げることにによって解決するの、あるいは恒常的にこういうものを見ていく方がいいのか、こういう点もあわせて検討したいと考えております。

○鈴木義男君 私は両方であると思

ます。基準も高める、むしろそのものの日進月歩に追いついていくような努力をすることも図書館運営の使命であると考えておりますから、その点の一つ一その御努力を希望して、私のこの点に関する質問は終わらせておきます。

○山下委員長 河野正君。

○河野(正)委員 ただいま鈴木委員からいろいろ御指摘がございましたが、私もこの義務教育費国庫負担法の一部を改正することによって、教材費に国が一部の負担をいたしていただくことにつきましては、了承するにやぶさかではございません。ただ一点、私どもが今日までいろいろ御指摘申し上げておりますように、問題でございませうのは、義務教育に關しましては憲法で無償の原則というものがうたわれておるのであります。従ってなるほど本案の提案というものは具体的には一歩前進でございませうけれども、基本的にはやはり問題が残っておりますというふうには私は御指摘申し上げなければならぬと思ひます。ところが今日までのいろいろな法案の提出されて参りました状況から見ると、なるほど具体的に法的にはいろいろな形で前進はいたしておりますけれども、結果的には憲法に明記された義務教育費無償の原則を否認するといふような結果が生れて参っております。これは非常に痛しかゆしの点でありますけれども、こういういろいろな点で前進はいたしますけれども、その前進することがかえって憲法にうたわれたところの無償の原則が否認されるという結果になりはせぬかというふうな心配いたします。そこで、この点は当局におかれましても十分お考えになってございませう。

し、ただ問題は、教育財政の問題等からこういって変則的な法案が出て参ったというように理解しておりますけれども、その大きな流れであります義務教育費無償の原則というものはあくまでも貫かなければならないというふうな考えなければなりません。従ってそういう観点に立つての御所見というものをまず私はお伺い申し上げたいと思ひます。

○内閣府委員 御指摘の通り、私もできるだけ義務教育を無償なものにしたいというので、実は現在PTAの寄付が百五十八億もございまして、消いたしたい、かような考え方から教材費の負担分を充たし、なお私用負担分も加へ、さらに理化学教育の設備につきましても増額をいたしたわけでございませう。なおかつこれによっても十分まかなえませんが、市町村の教育費を単位費用の引き上げによりましてさらに数字をふやして、本年度の増額は約五十億見込んでおるのであります。ですから私もPTAの負担の軽減にさらに大きく一歩前進したものと考へておるのでありますが、なお今後年度計画を立てまして、なるべく早い機会にPTAの負担を絶無にいたしまして、公費支弁の原則を確立したいと考えております。

○河野(正)委員 ただいま局長から御説明ありましたように、さらに大臣の説明の中でもこれまた明らかでございませうに、国の負担額の増額をはかつて、教材の充実とPTA会費等を通ずる教材費の父兄負担の軽減に資したいと考へるといふ御説明があるものでございませう。ところがどうも、

言葉のあげ足をとるわけではございませぬけれども、教材費の父兄の負担の軽減をはかりたい、なるほど具体的に

はそうでございませうけれども、そういった言葉が先ほど申し上げましたように、軽減ですからやはり原則的には父兄の負担は当然だといふふうな印象も、大臣の説明からも、受けるわけでありませう。そうしますと、私が冒頭に指摘しましたように、これは若干言葉のあやでございませうけれども、無償の原則に反するような結果になりませぬか。もちろんさつき申し上げましたように、こういった法案が各個ばらばらでございませうけれども出て参りますことは、一歩前進でございませうから、それは私も全面的に否定するものではございませぬし、それにつきましても私は私も十分了承し賛同も申し上げるわけでございませうけれども、何と申し上げても大きな流れというものは原則としてはやはり無償の原則である、これは私は否定することはできないと思ひます。ところがただいま局長から御答弁がございませうし、なおまた先般の大臣の御説明の中にも軽減したい、そういうことになりませうと、何か原則はやはり負担するんだというふうな印象をその言葉のあやから受けるおそれがあるのではないかと、あるいはなことを考へましたので、実はそういうことを御指摘申し上げたといふことではございませう。そこで十分一つ無償の原則を貫くという方針で臨んでいただきたい、そうしてさらに大きな前進をはかつていただきたいというふうに、これは御要望を申し上げておきたいと思ひます。

なおまた、さっきの学校図書館の問題につきましては、鈴木委員からいろいろ詳しく詳細に御指摘ございまして、私がいちいち重ねて申し上げるまでもないと思うのでございまして、その御説明を承わって参りますと、すでに学校図書館の経常的な整備というものが非常に充実した。そこでこの際の一部負担法であるとの設備の整備といえますか、そういうものをはかっていきたいということではございませう。ところがそういう学校図書館のあり方等につきましては、先ほど鈴木委員からいろいろ御指摘ございました通りで、私も必ずしも完全なものとは考えません。ところがこれまた御説明のあげ足をとるわけではございませんけれども、何かもう一段落つたのだ、そこであとはこういった一部負担法で整備をはかっていった方がいいのではないかと印象を受けるような御発言があったようでございます。そういういたしますと、一応学校図書館の問題が一段落した、あとはもう仕上げだというふうなことになりますと、今後財政的な面で、だんだん圧縮されるおそれがあるのではないかと、こういう心配もあるわけではございます。そこで何のために一部負担法をお出し願ったかということにつきましては、疑問を持たざるを得ないというふうな結果になりますので、そういう点については十分御考慮いただいておりますけれども、さらにそういう点に對します御所見を承わっておきたい、かように思います。

○内閣府委員 学校図書館法は、御承知の通り、ある一定の基準をきめまして、その基準までに充足する経費を

国が一部を負担する、こういう建前になっております。そしてその場合に、地方で非常な御協力を仰ぎまして、自己負担分が毎年相当額に及んでいくわけではございます。そこで大蔵省は昭和二十九年以来を見ますと、毎年五千万円ずつ落してきています。そしてもうそろそろゼロになる心配もあるわけではございます。こういうことになったら、学校図書館の振興が期待できませんので、ゼロにならないうちに、むしろもともと学校図書館の経費は教材費から抜いていったいさつがある。これは義務教育国庫負担法の成立当初は十九億あった、そういういきさつがありましたので、むしろ経常的に圖書を充実した方がいいのではなからうか。それから同時に教材費の中で、従来も圖書費を支払っておった、こういういきさつもございまして、負担金の方で見ると、こういう格好になっておった。これをこのまま放置しておきますと、基準に達したら学校図書館の経費は落ちるという不安もございまして、義務教育国庫負担法の中に入れた方がむしろ経常的に確保することができると。それから教材費の中で、何と申ししても理科の設備を除きますと圖書が圧倒的に多いのです。中心の経費でございまして、十五億と地方負担分十五億、合せて三十億でございますから、その活用によって私どもは今後の学校図書館の振興を十分期待できるし、また充実できるという確信を持ったわけでございまして。

○河野(正)委員 ただいま御答弁があったのでございまして、私たち実は心配いたしましたのは、科学というものは、文化というものは、日進月歩で、んだんと進んでいくということです。従ってただいまも、今のままでいけば、一応ある程度の水準に達したもので、かえって学校図書館に及んでいく経常費というものが圧迫を受ける、そこでこの一部負担法で足りかえる、そして学校図書館の運営というものが阻害されないように努力する、その考え方はけっこうです。しかし私どもが心配いたしますのは、さればといって、学問、文化というものは日進月歩で、非常にものすごい勢いで進歩していかうか。この点に對しまして私どもは非常に大きな疑問を持っております。なるほど今局長から御答弁いただきましたような御心配から、この法案で一つすりかえを行おうという考え方もけっこうでございまして、私も、私どもがむしろ御要望申し上げたい点とは、今までの水準には一応逐次達したとはいひましても、その水準といふものは、むしろ今後引き上げなければならぬ、日本の文化的あるいは科学の実際からなると、そういう趨勢になるのだ、そういう趨勢に對しては、今後予算折衝その他については極力働きかけ、啓蒙をやっていただかなければならぬのではないかと、このことを強く念願するわけではございます。そこで今までの水準には逐次到達したであらうけれども、今後その水準はさらに高いところに求めなければならぬという考え方を当然貫いていかねばならぬ。そうしないと、一応形式的には達成いたしましたけれども、実質的には達成できないということになるわけではございますから、その点につきましては、十分一つ御努力願いたいというこ

とを御要望申し上げておきたいと思えます。

○山下委員長 はかに質疑の方ございませうか。――なければ、この法律案に對しての質疑を打ち切つていいでしょうか。

○山下委員長 それでは質疑を打ち切ります。

○佐藤(親)委員 この際要望しておきます。

義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案に對する要望

憲法に規定する義務教育無償の原則を尊重し、義務教育諸学校における児童、生徒の教材等に關する父兄の負担は一日も速かにこれを根絶すべきものと認め、政府のこれに向つての善処を要望する

○山下委員長 他に御発言もございませんから、これにて討論は終了いたしました。

これより採決をいたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を願います。

〔議員起立〕

○山下委員長 起立議員。よつて原案の通り決定をいたしました。

なお本案議決に伴う委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議はございませんか。

○山下委員長 御異議なしと認めます。さよう取り計らいます。

○山下委員長 それでは次に、義務教育諸学校施設費国庫負担法案を議題といたしまして、審議を進めます。質疑の通告がございまして、これを許します。河野正君。

○河野(正)委員 先ほど来いろいろ義務教育の国庫負担に對します討議が行われたわけでございまして、今日義務教育諸設備というものをすみやかに充実整備しなければならぬという段階に入つておりますことは、これは万人の否定し得ざるところでございまして、そういう建前から若干質疑を行なつて参りたいと思ひます。今回政府当局から提案されております義務教育諸学校施設費国庫負担法につきましては、基本的には私も賛意を表するものでございまして、しかしながら具体的にはなお幾多の問題が出ることは、これまで御承知の通りでございまして、なるほどこの法案の目的は、この法を整備することによつて、今後義務教育諸学校の教育の円滑なる実施を確保するというところでございまして、現実の面におきまして、たとえばこの法案には建物の定義として、校舍、屋内運動場及び寄宿舎という点が指摘されておりますけれども、実際には生徒の移動あるいは増加等によつて、運動場を拡張しなければならぬというふうな問題もございまして、あるいはまた町村合併促進法等に基いて、地方財政の合理化をはかるための学校の統合の問題、そういう点も多々あるものでございまして、私は必ずしもこの法案のみでそういうものの完備を期するわけには参らないのではないかと。そこで、基本的には私も同調いたしますけれども、なお今後こういう問題につきましては

多くの改善が行われなければならないと考へるわけでございす。従いまして、そういう点に對しまする基本的な当局のお考え方を、この点は次官からお願ひを申し上げておきたいと思ひます。

○日井政府委員　ただいま河野委員のお説にもございましたように、義務教育の問題のうちでも、学校の施設という問題につきましては非常に多くの問題を含んでございまして、世にいわれておりますすし詰め教室の解消のような問題も大きな問題であります。ただし、戦後非常に国の財政が乏しくなつてきたのかかわらず、義務教育は從來六年でありましたのを三九年間延長した、そういう点についての非常に財政上の無理もありまゝので、これを一挙に解決するということは非常に困難であります。なおまた人口も非常に増加した。こういうような事柄がからんで、さらに都市に人口が非常に集中する傾向が戦後特に顯著になつて参りました。こういうようなことのために、大きな都市におきましては義務教育の施設――施設ばかりではございせんけれども、ことにそういう顯著な問題がありますので、これを何とか逐次解決いたしていききたいということが文教政策の大きな問題になつております。政府といたしましても、これにつきましてはできるだけだけの努力は從來して参りましたが、今後この努力を一そう強めて、特に義務教育に對しましての国民の御期待に沿ひ得るようになつて参りたい、かように考へております。

○河野(正)委員　ただいま次官から、この法案に基いて今後教育の円滑な実施を確保するための努力を逐次行なつて参りたいという御答弁がございまして、今後いろいろ御努力を願ひなければならぬことは、全くその通りでございます。しかしながら、この法律案が施行されても、なおいろいろと今後残つて参ります問題もございまして、申し上げますのは、ただいま次官から御指摘のございましたように、逐次努力をされて参るわけでございますので、どうしてもその弊害と申しますか、設備の欠陥と申しますか、そういったものを完璧に免除することはなかなか困難でございまして、円滑な運営あるいはまた実施につきましてはいろいろ問題を残して参るものと考へます。そこで私はそういう点に對しては、一、二の具体的な例を示して災はさう御質問をいたしたいと思ひます。

その第一の問題は、これはすでに参議院の文教委員会におきましても問題になりましたが、いわゆる越境入学、もぐり入学の問題でございす。毎年のことでございす。新学期が近づきますと、もぐり入学、いわゆる越境入学が問題となつて参ります。すでに文部省でも都道府県教育委員会に對しまして、区域外の就学防止のための通達を出されて参りましたことは御承知の通りでございす。こういった傾向は最近新聞でも大きく取り上げられておりました。全国的な問題でございす。しかもまた、これは私も個人もそうでございますが、父兄にとりましてもきわめて深刻な問題のようでもございす。さればと申して、こういった問題をこのまま放置すれば、せつかくの学区制がくずれ、あるいは教育計画

といふものが崩壊するといふようなことになりまゝので、そういった点に對して、私どもも全く賛成でございす。しかしながらその実態は、最近いろいろ統計等も出て参つておりますが、私も想像いたします以上に深刻な状態のようでございます。こういった問題は先ほど申し上げましたように、もちろん今後の設備の充実あるいは整備その他いろいろございす。後ほど触れたいと思ひますが、そういった問題とも当然関係してくる重大な問題でございすので、この点につきまします。まず次官の御所見を承わつておきたいと思ひます。

○日井政府委員　越境入学の問題は、まことに困つた問題でありまして、親の人情からすれば、また本人として、も何とか世上にいわれる優秀な学校に入りた、それによつて将来さらに上に進学する上においても便宜があるろう、こういったようなこと等によつて行ふのでありまして、それだけでなく都市に人口が集中して校舎等も足りないところへ、また他から越境してさらに拍車をかけるという傾向もありませんので、何とかこれを解決したいといふことは今日に始まつた問題ではございせん。

そこで文部省としてもこれに對して何らかの方法はないかといふことで、從來もそれぞれ指導はして参つたのであります。しかし一方これも脱法といふより法律の盲点をついて実行してゐるような向きがあるもので、そこで善意に、やむを得ず居住の移転とか職務の関係で籍が移つて、そういう学

校を志願するの、いわゆる越境の入學であるのかといふ区別もなかなかむづかしい場合もありまゝといふ問題ではなく、法的にどうやるかという問題で、文部省でもいろいろ研究いたし、またそういうことのないようにしようといふことをそれぞれ通達をいたしておるのでありますが、しかし実際にまだまだこれが根絶しない。それがためにいろいろの弊害も生まれておる。こういった事情については、今後とも一つこれは皆方のお知恵も拝借して、完全にしようが、できるだけ解決していききたい。それには、一つは学校の差をなくして、いずれの学校に入つてもそう差はないのだといふことになれば、おそろしくいふこともなくなつて、むしろ環境のいい郊外の方において就学することの方がよろしいといふことになつて、わざわざ都会の学校に入つてくるというふうなことも少なくなるのではないかと考へております。

○河野(正)委員　この問題の處理の困難性については、ただいま次官からの御説明にあつた通りでございす。これも一例でございすけれども、文部省の通達に基きまして、福岡市の教育委員会ではいろいろこの問題の調査に努力して参りました。たとえば委員会の職員が手分けをして、市内電車やバスの停留所に見張りを出して、そういう児童の定期券を調査したり、あるいは一方におきましては住民登録をシラミつぶしに調査したというふうな、いろいろな問題も起つて参つたやうでございす。もちろんさきさき申し上げま

したように、もぐり入学といふものいろいろ法的にも弊害を起して行く。たとえば学校教育法の学区制の問題等にはいたしましても問題が起つておるといふような点がございす。そういった点に對する防止といふものについては、文部省の通達通りいろいろ善処されなければならぬといふことについては、私も承するにやぶさかではございせん。ところがこの問題を徹底して解決していこうという熱心のおまじりだと思ひますけれども、ただいま申し上げますように、何かかつて私どもが戦後食糧難の時代に見て参りましたやうな、やみ米退治を行つたやうな格好で、バスの停留所やあるいは電車の中へ行つて子供たちから定期券の提出を求めたりといふやうな行動と申しますか、そういったことが児童に及ぼした影響といふものややはり非常に大きかつたろう。何も児童がみづから越境入学しようといふやうな意図があるのではなく、非常に学校の差等がございすので、父兄が将来の問題等もおもんばかつて、熱意のあまりにやつたことであるのかかわらず、児童が公衆の面前等におきましてそういった検査あるいはまた調査等を受けることにつきましては、非常に大きな問題があつたのではないかと考へます。そこで私は、やはりこういった問題は、なるほど学校教育法の学区制を順守していくのだといふやうな考へ方から、当然なされなければならぬ問題でございすけれども、しかしその適切な指導といふものが行われなければ、そういったことではいろいろ反響を呼び起すといふやうな問題も起つて参るかと思ひます。そこでこういった問題に

あるいは設備というものにつきましては改善を加えられなくても、人的に改善を加えていかななくては、この学校差を完全になくするということはなかなかむずかしい問題ではないかと考える

います。なお、これにつきましては、いろいろ賛成派と反対派の両派に仲立ちをなさる方がございまして、いろいろな案を御相談になっておるようでございます。文部省といたしましても、地元のいろいろなお骨折りで、また県教育委員会のいろいろな尽力によりまして、これができるだけ円満に、まなすみやかに解決されて、統合が実施されるならば非常にけっこうである、というふうに考えておりまして、おいでになりました地元の方にもその旨をお話し申し上げた次第であります。

○河野(正)委員　ただいま局長から御説明がございましたように、この問題はかねて久しい以前から起つておる問題のようでございます。形式的には、昨年の十二月でございますか、町議会

ますが、この問題はやはり以前からずっと長い間尾を引いた問題のようであります。しかも町議会で議決いたしました当時は全員一致というような話でございましたけれども、十六名四名の反対だったというような話もわっております。私はこういった問題

の問題が円満に、しかも早期に解決するといふ建設的な立場から取り上げられて参つておるわけでございますが、御熟知のように補助金の申請が出て参りまして、それに対しては五百六万円の補助金が交付されたというような報告も承わっております。そこで当然、この問題の事態收拾につきましては、当局側にも責任の一端を背負つて、ただかなければならぬといふふうに考えるわけでございます。単に第三者仲介があるのでそれに一任をする、

するに對岸の火事のような態度がただいま表明されたようでございますけれども、こういう問題が蔓延いたすればいたすだけ、いろいろ複雑な要素ははらんで参ります、あるいはまた要素ははらんで参るだけでなく、やはり児童、生徒に及ぼします、あるいは教育上に及ぼします影響というものは、非常に甚大なものが生じてくるというふうに考えますので、私はもつと積極的な御努力が必要ではなからうかというふうに考えるわけでございますが、その点に對しましてどのようにお考えでございますか。重ねて承わつておきたいと思ひます。

○小林(行)政府委員 こうした学校統合のいろいろなトラブルにつきましまして、文部省の方で積極的に介入したらどうかという御意見と承わりましたが、私も、私もいたしましては、この学校統合の建物の補助金につきましては、円満に統合が実施されるものに対して補助金をつけたという建前をとつております。私もこの方では、この学校は統合せよとか、あるいはするなとかいうことはじかに申し上げないという従来の行き方をとつております。ただこうした問題が起りまして、補助金は一応つけたものの、実施されないということがありますと、将来にも影響することは考えられますので、私も、私もいたしましては、県を通じてできる限り円満に話し合ひが進みまして、建築が実施されるというのを期待するという程度にいたしまして、積極的な、たとえば学校の場所をどこにしたいとか、あるいは統合をいつごろまでに行えという具体的なことについては、文部省目

体が乗り出すことはどうかと思つております。

○河野(正)委員 ただいま私の発言に多少誤解があったと思ひます、何も文部省に積極的に介入しろというようなことを申し上げたのではなくて、解決のためにできるだけ積極的なあつせんをされてはどうかということでございますから、その点につきましては一つ誤解のないように願ひたいと思ひます。

私も、私がどうしてそういったことを申し上げるかと思ひますと、御承知のように統合校舎の予定地でございます二坪の敷地、これも近々完成するということ聞いております。なおまた建築用材も組み立てるばかりになっております。四月中には第一期工事でございまして三百八十坪、すなわち六教室が完成するといわれております。こういったように校舎の建設というものはどんどん進んでおる。ところが一方におきましては、この建設のためのブルドーザーの音に全然耳をかさず、絶対反対を唱えておられます旧志波村の住民の方々が、絶対反対を唱えておられる方が多数おられる。そういうふうな、一方ではどんどん工事が進んでいく、ところが一方においては反対運動というものが熾烈化していくというふうなきわめて複雑な情勢というものが、かもし出されつつある。そこで私も先ほどできるだけ早く、しかも円満に解決することが望ましいというふうなことを申し上げたのでございます。なおまた、私は重ねて申し上げますが、現地の空気が悪いものは非常に先鋭化して参りました。先日のごときは甘木署の

会警察官が動員されてその警戒に当らなければならぬほど地元の空気が悪いものは先鋭化してきて、しかも杷木町の教育長も、それからさつきも申し上げました、旧志波村の出身であります四名の町会議員、これは全部でございしますが、そういった町会議員や、あるいは公民館、婦人会、それから消防団、こういったそれぞれの役職員が総辭職をした。そして一応統合をいたしたけれども、さらに分町のための署名運動を展開していくというふうな情勢にあるようでございます。私はこういった問題が教育上あるいはまた生徒に及ぼす影響というものは非常に甚大なものがあるのではなからうか、またこういう中で今後解決いたしまして、あるいはさつき申し上げましたようないろいろな影響というものがどこまであるかを引くのはなからうかというふうな心配をいたすわけでございします。しかもさつき申し上げますように、地元の警察署が全署員を動員しなければならぬほど険悪なる気もあるというふうな、きわめて深刻なる、険しい情勢でございます。私はこういった点についても単に對岸の火災視するだけでなく、やはり一刻も早く解決していただくなければならぬというふうなことを考えるわけでございます。これはむしろ今日におきましては政治問題化しておるというふうなことを考えてございしますが、この点につきましては、さつき申し上げますようにきわめて深刻な、険しい情勢でございます。これは一例でございますけれども、こういった問題が大なり小なり各地域でもあるというふうに判断をいたしますので、

で、こういった問題について文部大臣としては今後どのように善処されようというお気持があるのか、この点は一つ明確にお示しを願つておきたいと思ひます。

○松永国務大臣 御指摘のような問題がやはり全国に隨所にあるようでございます。ですからこういうことはあまりはつておきますと、非常に先鋭化してしまつて、それがやはり政治化してきて取り返しのつかぬようなことになつておそれがあるもので、地元とも相談をいたしまして、何とか早急に善処するように努めたいというふうに考えております。

○山下委員長 それではこの際お諮りをいたしたいと存じます。去る二十四日南極地域観測の長途を終えて、本隊に先だつて帰国された本観測隊長永田武君、越冬隊長西堀榮三郎君及び宗谷航海長山本順一君を本委員会に参考人として招致し、南極地域観測の実情を聴取し、本観測越冬計画の放棄と今後の対策について意見を聴取したいと存じますが、御異議はございませんか。

○山下委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

なお参考人招致は理事会の申し合せにより、四月一日午前十時よりいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○山下委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○山下委員長 次に、文教行政に關し調査を進めます。質疑の通告がありま

すからこれを許します。戸叶里子君。

○戸叶委員 私は勤務評定に關連した問題で大臣に一言御質問を申し上げたいと思ひます。それは勤務評定がいかに不合理なものであるかということ、これは、この委員会では當然議論せられたと思ひますけれども、それだけでなく、一般の人の中でも、多くの人たちが子供の将来にとつて憂うべきものであるというのを言つてゐるわけで、栃木県の未亡人会の会長が、勤務評定に對しましてアンケートをとられまして、

たときに、自分の意のままを発表して、教育を事務的に取り扱おうとすることに反對であるという意思表示をいたしました。ところがこれに先だちまして、三月の八日に県庁前の広場で各校からの代表の先生方が数集まつて反對をされましたときに、この未亡人会の会長である佐藤さんと同じ姓の佐藤さんという方が、たまたま佐藤会長が出席しないので友人として出席したに幸いでないかというふうな発言をせられたのでございします。ところが会長の佐藤さんと同じ名前でありましたために、会長がこの大会に出て祝辭を述べたのだとつた自民党の市会議員の人がこれをとがめまして、未亡人会の事務局に二度電話をかけてきたのであります。その最初の電話は、まずお前はなぜあいつに出たか、そしてもう一つは、どうして法律で禁められたものをお前は反對をするか、場合によつては未亡人会のめんどうを見ないぞというふうな半ば脅迫めいた怪電話をかけ

そうしてやはり教育の中立性は中立性として認めていくというふうにせなければならぬというふうに考えております。

○戸叶委員　私も市会で議員がどういうふうなものを要求し、そうしてまた発表しても、これはいけないということですを言っているわけじゃないのです。これは自由だと思ふのです。けれども

も、またそういふふうな形で大目か隨の方で大臣として一々調べる必要があるかどうかを、大臣の意見としては私は伺つてみたわけでごさいますけれども、今の御答弁で大體了承いたしました。今までの質問に対する大臣の御答弁で、大體このことは非常にけしからぬことである、そのなした行為自体は非常に言論の弾圧であり、そうしてまた脅迫めいたこと、というところをお認め

いたがききましただけで、4月には、
とがないように、できるだけ担当の大
臣として御努力を願いたいということ
を要望いたしましたして、私の質問を終り
たいと思います。

○松永国務大臣 それは市会議員がど
ういう行動をやったか、どういう弾圧
かという事は、私にははっきりわかり
ませんけれども、結局今市会議員が弾

電話をかけて申し入れたというところ、それはだれがやったかということもわからぬのだですよですから、それじゃどうも威圧をしたとか、弾圧を加えたとかいうことにもならぬ。ですから、事実の真相はまだつかめません。それでそういう問題に対する私の意見は差し控えたいと思いますけれども、先ほど来私が申し上げることによつて、言論の自由は自由として認め、さ

言
其
其
其
其
其
其
其

らに教育の中立性はどこまでもこれは認めなければならぬということだけは御了承願いたいと思います。

○戸叶委員 私、要望して打ち切ったのですが、大臣はこれは何か事実でないかのようなことをおっしゃいますけれども、もう一度訂正しておきますが、これは事実なんです。確かに電話がかかってきて威圧されているのですから、この点はどうぞ私の方が確かな情報を持っておりますから、お認めいただきたいと思います。

○山下委員長 本日はこの程度とし、委員会散会後理事会を開きたいと存じます。なお先ほどお認めいただきました宗谷の關係に關しまして、次会は四月一日午前十時より開会し、南極地域觀測に關し参考人より実情を聴取いたします。御了承を願いたいと存じます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十八分散会

〔参照〕

義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案（内閣提出第六二号）に關する報告書

（別冊附録に掲載）